

「130万円の壁」等を給付で埋める

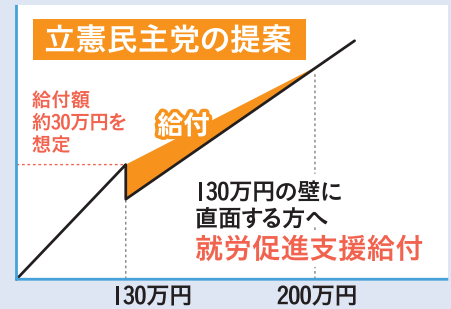
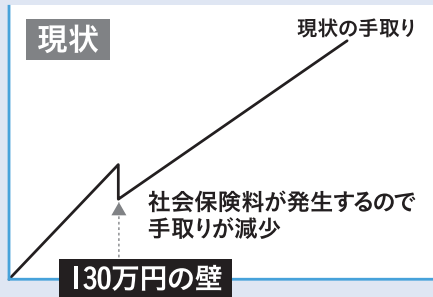
就労支援給付制度の導入に関する法律案

立憲民主党は法案を再提出しました。

※1回目の提出=2024年2月
※2回目の提出=2024年11月

年収130万円の壁

130万円を超えると
社会保険の扶養から
外れて手取りが下がる



130万円の
壁に直面する
人へ

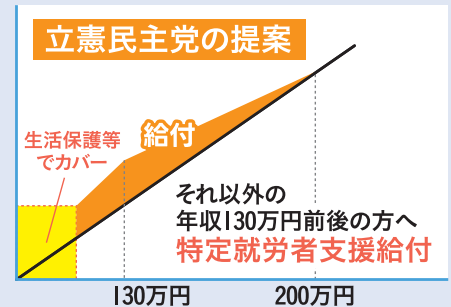
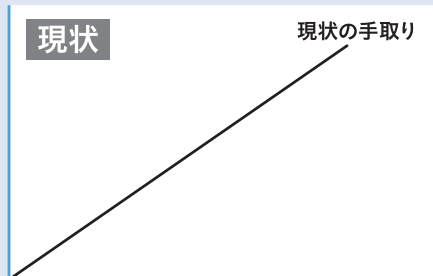
「就労促進支援給付」

◆配偶者の扶養家族である方が年収130万円を超えて働く場合、社会保険料の負担が生じて手取り収入が急激に減ってしまう「年収の壁」に直面します。この手取り減少分を埋めるため、「就労促進支援給付」として、年収が130万円を上回って200万円に達するまでの間、徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。



年収のへこみ

年収がインボイスで
さらに減るし物価高で
生活が苦しい



それ以外の
年収130万円
前後の人へ

「特定就労者支援給付」

◆上記の給付対象者以外の方の「年収のへこみ」を埋めるため、国民年金や国民健康保険などの保険料を負担している年収130万円前後の方を対象に「特定就労者支援給付」を設けます。年収が130万円を上回る場合は、「就労促進支援給付」と同様の給付金を支給し、年収が130万円を下回る場合には、生活保護など福祉による支援が終わる手前の年収まで徐々に金額を減らしながら給付金を支給します。

